

議案第48号

芽室町集落排水特別会計条例廃止の件

芽室町集落排水特別会計条例を次のとおり廃止しようとするものであります。

令和元年12月3日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町集落排水特別会計条例を廃止する条例

芽室町集落排水特別会計条例（平成6年6月24日条例第25号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 芽室町集落排水特別会計（以下、「集排会計」という。）の令和元年度分の歳入、歳出及び決算に関しては、なお従前の例による。

（権利義務の帰属）

3 この条例の施行の際、集排会計に属する資産及び債権債務並びに歳計剰余金は、令和2年度の芽室町の下水道事業に関する会計に帰属するものとする。

説 明

農業集落排水事業及び個別排水処理事業について、地方公営企業法を適用することに伴い、芽室町集落排水特別会計条例を廃止しようとするものです。